破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３８号
（住民票上の住所）岩手県一関市大東町沖田字本宿38番地14
債務者　木村　明美（昭和40年７月４日生）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４２号
岩手県気仙郡住田町世田米字清水沢60番地17
債務者　板林　英晃
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第７２号
秋田県湯沢市桜通り２番62号　ヤマワキハイツＣ－２
債務者　三森　一雄
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第７３号
秋田県湯沢市桜通り２番62号　ヤマワキハイツＣ－２
債務者　田口　敦子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４７０号
北九州市八幡西区菅原町１番18―702号
債務者　高岡　京子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４７３号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目７番20―701号
債務者　住吉　一晃
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４９６号
北九州市小倉南区長尾２丁目13番１号（204）
債務者　山口　雄祐
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４９８号
北九州市八幡西区大浦２丁目６番２―302号
債務者　嶋津　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７５号
岐阜県大垣市大井３丁目76番地　サープラスワンヨシダＡ　105号
債務者　川合　邦明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目７番地３（ホワイトパレス京町707）
債務者　水戸　貴之
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
愛知県碧南市若宮町７丁目56番地　エバーグリーン202号
債務者　田中　厚子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
愛知県碧南市若宮町７丁目56番地　エバーグリーン202号
債務者　田中　貞雄
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
愛知県岡崎市大門３丁目25番地12　モデッサ24Ｅハウス郷前　201
債務者　大塚　裕治
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
愛知県西尾市上矢田町切神１番地１　ＡＩコンフォート上矢田208号室
債務者　家原　正
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
愛知県安城市姫小川町芝山23番地
債務者　大田　正幸
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
愛知県碧南市若松町２丁目202番地　マンション山起203、前住所岐阜県羽島郡岐南町徳田５丁目86番地の１（レオパレス徳田105号室）
債務者　吉田　哲治
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
福岡県行橋市大字中津熊300番地14
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係